

事務連絡
令和元年（2019年）9月17日

訪問型サービス事業所管理者様
通所型サービス事業所管理者様
居宅介護支援事業所管理者様
市内各地域包括支援センター管理者様

豊中市福祉部長寿社会政策課長

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正について（通知）

日頃から本市の介護保険行政の推進に、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和元年8月23日付で、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正（素案）について、事務連絡を送付させていただいておりましたが、市民意見公募の結果、及び市民意見公募を経て改正された要綱を市ホームページに掲載しましたのでお知らせします。市内各事業所様におかれましては、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、改正内容については素案からの変更はございません。

また、令和元年10月からの要綱改正に対応した単位数マスタ（確定版）及びサービスコード表を市ホームページに掲載しましたので、併せてお知らせします。

記

1. 改正内容の概要

(1) 国要綱改正をふまえた市要綱改正

ア. 消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業の単位及び支給限度額等について見直しを行った。（令和元年10月1日施行）

市ホームページに市民意見公募の結果、及び市民意見公募を経て改正された要綱を掲載しておりますのでご確認ください。

【市ホームページ—市政情報—市政への参加—意見公募手続—平成31年度（2019年度）案件】

(URL : <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/sanka/ikenkobo/h31/pabukome.html>)

2. 令和元年10月からの要綱改正に対応した単位数マスタ（確定版）及びサービスコード表の掲載場所

市ホームページ→健康・福祉・医療→介護保険・高齢者福祉→介護保険トピックス→介護予防・日常生活支援総合事業

<お問い合わせ> 豊中市 福祉部 長寿社会政策課 計画推進係 担当：小林・溝田 TEL：06-6858-2837 FAX：06-6858-3146 Mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp
--